

芦別市住宅改修促進事業に関するQ&Aについて

(申請時期について)

Q 1 着工まであと2か月ありますが申請書は受け付けていただけますか？

A 1 申請書は、着工予定日の2週間前までに提出してください。

ただし、耐震改修工事については、耐震診断手続きに時間を要することから、着工予定日の30～40日前までに事前にご相談ください。

着工前検査については、毎週水曜日を基本とさせていただきます。

Q 2 一部着工してしまってから工事費が50万円以上となることが判明しました。この場合、補助事業の対象となりますか？

A 2 本事業は、着工前に申請書を提出していただき、着工前検査をした後、交付決定となりますので、いかなる理由であっても対象となりません。

(交付対象者について)

Q 3 中古の住宅を購入した場合、事業の対象となりますか？

A 3 対象となります。

Q 4 所有者が親で居住者が子どものみの場合は、対象となりますか？

A 4 自己が所有し現に居住している者に限るため対象となりません。

Q 5 過去に市のリフォーム助成を受けたことがあります。今回の制度でリフォーム助成の対象になりますか？

A 5 令和2年4月以降にリフォーム助成を受けた方は対象外ですが、それ以前に受けた方は対象になります。ただし、「高齢者等住宅改修工事」は令和7年3月末日までの期間内で毎年度1回対象になります。

(対象工事について)

Q 6 店舗スペースを居住スペースに改修する場合、対象となりますか？

A 6 独立した店舗スペースの場合は対象となりません。

ただし、店舗併用住宅で、その建物に現に住んでいる場合は一部対象となります。

Q 7 玄関前の通路をロードヒーティングにする場合、対象となりますか？

A 7 本事業は、居住部分のみ対象としているため対象となりません。

Q 8 省エネルギー設備設置工事とは、どのようなものが対象となりますか？

A 8 太陽光発電システム、潜熱回収型給湯器（エコフィール・エコジョーズ）自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、ガスエンジン給湯器（エコウィル）家庭用燃料電池（エネファーム）、HEMS機器、定置用リチウムイオン蓄電池等の設置工事について、一般リフォーム工事区分で対象経費となります。

Q 9 借家のリフォームは、対象となりますか？

A 9 自己が所有し現に居住している者に限るため対象となりません。

Q10 リフォーム助成を受けられるのは、令和7年3月末日までの期間において1回だけですか？

A10 「耐震改修工事」と「一般リフォーム工事」での助成については、同一住宅において期間内で1回限りですが、「高齢者等住宅改修工事」は期間内で毎年度1回受けることができます。

Q11 「一般リフォーム工事」と「高齢者等住宅改修工事」と「耐震改修工事」のすべての条件を満たすリフォーム工事を行った場合、助成金の額はどのようになりますか？

A11 各工事区分におけるそれぞれの補助金の交付を受けることができます。上記の3つの工事区分において、すべて限度額にて助成できる条件を満たす工事の場合、最大78万円の助成金が交付されます。

Q12 「一般リフォーム工事」と「高齢者等住宅改修工事」と「耐震改修工事」のすべての条件を満たすリフォーム工事を行った場合、申請書に添付する見積書はどのように提出すれば良いですか？

A12 工事区分ごとに分けて見積書を提出してください。上記の場合、3つの見積書が必要になります。

（対象経費について）

Q13 住宅リフォーム工事の中で対象外経費とは、どのようなものですか？

A13 冷蔵庫やポータブルストーブ等建築の伴わない家電・設備の購入費や、産業廃棄物の処理費用が主なものです。

（施工業者について）

Q14 指定業者として登録されている業者以外で施工する場合は、事業の対象となりますか？

A14 対象となりません。登録されている業者の中からお選びください。

Q15 年度の途中で新たに登録することは可能ですか？

A15 市の契約資格登録（建築工事）手続きを済ませていれば可能です。

（進捗状況届の時期及び内容について）

Q16 進捗状況届の時期は、工事のどのくらいの時期が適当ですか？

A16 工期の中間時期に届出願います。

Q17 進捗状況届には、どのような写真を添付すればよいですか？

A17 工事の経過状況がわかる写真や完工時に確認できない場所（壁、床、屋根等の裏側等）の工事写真を添付してください。

（完了検査について）

Q18 工事代金の支払前に完了検査をお願いできますか？

A18 完了検査は、工事代金の支払が済み完了届を提出いただいてから実施します。支払前の完了検査は実施できません。

（添付書類について）

Q19 申請書に添付する住民票に有効期限はありますか？

A19 住民票の有効期限は発行後3カ月以内とします。しかし、発行後、記載事項に変更があった場合には、新たな住民票をお取りください。

Q20 申請書に添付する納税証明書に有効期限はありますか？

A20 納税証明書は、納税証明書が発行した時点で滞納がないことを証明している書類です。住宅改修助成事業では、申請書提出日時点で滞納がないことを確認する必要があります。各種市税の納期限前に発行した納税証明書を、納期限後に申請書に添付した場合は、受付できませんのでご注意ください。

Q21 申請者だけの住民票を申請書に添付しようと思いましたが、家族全員の住民票を取ってしまいました。住民票を止めてあるホチキスを外して、申請者のみの住民票を提出してもいいですか？

A21 ホチキスで止まっている住民票は、ホチキスを外すと無効になります。ホチキスを外さずにそのまま提出してください。

Q22 着手届に添付する契約書又は請書の代わりに注文書や発注書を添付してもいいですか？

A22 着手届には、契約書又は請書を添付してください。注文書や発注書では受付できません。